6　第一項の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者（以下「認可設置者」という。）は、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定による変更の認可について準用する。

8　認可設置者は、第一項の認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画（第六項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの。以下「認可計画」という。）に従い、第二項第二号イからホまでに掲げる事業を実施しなければならない。

（機構の業務の特例）

第六条　機構は、次に掲げる業務を行うことができる。

一　認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、前条第二項第二号ハからホまでに掲げる事業に関する助成を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（機構の助成）

第七条　機構は、認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、次条第一項に規定する実施方針に従って、認可計画に記載された第五条第二項第二号イからホまでに掲げる事業に関する助成（次条第一項において「国際卓越研究大学研究等体制強化助成」という。）を行わなければならない。

（国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針）

第八条　機構は、基本方針に即して、文部科学省令で定めるところにより、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関する方針（以下この項及び第三項において「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。

2　文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならない。

（定期報告）

第九条　認可設置者は、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第十条　文部科学大臣は、認可計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、認可設置者に対し、認可計画の実施状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（認可計画の認可の取消し）

第十一条　文部科学大臣は、認可設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の認可を取り消すことができる。

一　認可計画が第五条第三項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき。

二　第五条第六項の規定による認可を受けないで認可計画を変更したとき。

三　認可計画に従って第五条第二項第二号イからホまでに掲げる事業を実施していないと認めるとき。

四　第九条の規定に違反したとき。

五　前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2　第五条第四項の規定は、前項の規定による認可の取消しについて準用する。

3　文部科学大臣は、第一項の規定による認可の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（国の援助）

第十二条　国は、認可設置者に対し、認可計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　文部科学大臣は、基本方針を定めるために、この法律の施行の日前においても、関係行政機関の長に協議し、及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴くことができる。

（検討）

第三条　政府は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出（第一条に規定するイノベーションの創出をいう。）を推進するためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、研究及び研究成果の活用のための体制を強化することに加え、研究及び研究成果の活用をより効率的かつ持続的に推進することができるように大学の経営管理体制の強化を図ることが重要であることに鑑み、教育及び研究に必要な資金、人材等の資源の確保及び配分その他の大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に多様な専門的知見を有する者の参画を得られるようにするため、大学を設置する法人の機関の権限や構成の在り方、人材の確保の方策等について検討を行い、その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を講じ、特に科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十九条の趣旨を踏まえて国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の経営管理体制に係る改革を早急に進めるものとする。

（国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正）

第四条　国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第十条第三項中「第二十三条第五号」を「第二十三条第一項第五号」に改める。

第十八条中「第二十三条第一号」を「第二十三条第一項第一号」に、「同条第十二号」を「同項第十二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、「限る。）」の下に「並びに同条第二項に規定する業務」を加える。

第二十三条に次の二項を加える。

2　機構は、前項の業務のほか、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）第六条に規定する業務を行う。

3　機構は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律第七条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務を行うに当たっては、同法第八条第一項に規定する実施方針に従って、第一項第六号に掲げる業務と前項に規定する業務（同法第六条第二号に掲げるものを除く。第三十二条第三項において「特別助成業務」という。）を一体的に実施しなければならない。

第二十五条第一項中「第二十三条各号」を「第二十三条第一項各号」に改める。

第二十七条第一項中「第二十三条第六号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「助成業務」という。）」を「助成業務（第二十三条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十一条第一項第三号中「第二十三条第七号」を「第二十三条第一項第七号」に改める。

第三十二条第三項及び第七項中「第二十三条第六号」を「第二十三条第一項第六号」に改め、「掲げる業務」の下に「及び特別助成業務」を加え、同条第八項中「第二十三条第六号」を「第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務」に改め、「前条第一項第四号」の下に「に掲げる業務」を加える。

第四十二条第二号中「第二十三条」を「第二十三条第一項及び第二項」に改める。